

## 「特約付き金銭信託」の約款変更公告

今般、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の排除、マネー・ローンダリング等に係る取引制限に関し、約款の規定を整備し、その内容の明確化を図るため、「特約付き金銭信託(合同運用型)」「(ひろぎん)家族つなぐ信託」、「特約付き金銭信託(合同運用型)」「(ひろぎん)想いつづく信託」の約款、および「特約付き金銭信託(合同運用型)」「(ひろぎん)家族つなぐ信託(積立投信型)」の約款・規定を2022年5月12日付中国財務局長認可を得て、2023年4月15日より次の通り変更致します。信託約款の変更および変更の内容について異議のある委託者または受益者はそれぞれ2023年4月14日までに弊社までお申出ください。

### 特約付き金銭信託(合同運用型)「(ひろぎん)家族つなぐ信託」約款

第14条(反社会的勢力の排除)を第14条(反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除)とする。

第14条第1項に⑤として以下を追加する。

⑤この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

第14条第2項の本文を次の通りとする。

(2)第22条に基づく受益者の指定または変更もしくは第24条に基づく受益権の譲渡、質入に際し、第1項第2号または第3号のいずれかに該当する者、もしくは第1項第4号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法、または第1項第5号に該当する方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入を行ってはならないものとします。

第34条として以下を追加する。

第34条(マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)

(1)当行は、委託者、受益者、一時金受取人、定時定額受取人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者、受益者、一時金受取人、定時定額受取人から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、この信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者、受益者、一時金受取人、定時定額受取人の回答、具体的な取引の内容、委託者、受益者、一時金受取人、定時定額受取人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、この信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者、受益者、一時金受取人、定時定額受取人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

### 特約付き金銭信託(合同運用型)「(ひろぎん)想いつづく信託」約款

第19条(反社会的勢力の排除)を第19条(反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除)とする。

第19条第1項に⑤として以下を追加する。

⑤この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

第19条第2項の本文を次の通りとする。

(2)第4条に基づく受贈候補者の指定もしくは変更、指定受贈者の指定、または第7条に基づく帰属権利者の指定もしくは変更の際に、第1項第2号もしくは第3号のいずれかに該当する者、または第1項第4号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受贈候補者、指定受贈者、帰属権利者またはこれらの代理人となるような方法、または第1項第5号に該当する方法で、受贈候補者の指定もしくは変更、指定受贈者の指定、または帰属権利者の指定もしくは変更を行ってはならないものとします。

第38条として以下を追加する。

第38条(マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)

(1)当行は、委託者、受益者、受贈候補者、指定受贈者、帰属権利者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者、受益者、受贈候補者、指定受贈者、帰属権利者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者、受益者、受贈候補者、指定受贈者、帰属権利者の回答、具体的な取引の内容、委託者、受益者、受贈候補者、指定受贈者、帰属権利者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合

があります。

- (3)前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者、受益者、受贈候補者、指定受贈者、帰属権利者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 特約付き金銭信託(合同運用型)「(ひろぎん)家族つなぐ信託(積立投信型)」約款

第17条(反社会的勢力の排除)を第17条(反社会的勢力、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の排除)とする。

第17条第1項に⑤として以下を追加する。

- ⑤この信託がマネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

第17条第2項の本文を次の通りとする。

- (2)第5条に基づく帰属権利者の指定もしくは変更の際し、第1項第2号もしくは第3号のいずれかに該当する者、または第1項第4号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、帰属権利者またはその代理人となるような方法、または第1項第5号に該当する方法で、帰属権利者の指定もしくは変更を行ってはならないものとします。

第36条として以下を追加する。

第36条(マネー・ロンダリング等に係る取引の制限)

- (1)当行は、委託者、受益者、帰属権利者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者、受益者、帰属権利者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者、受益者、帰属権利者の回答、具体的な取引の内容、委託者、受益者、帰属権利者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者、受益者、帰属権利者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 特約付き金銭信託(合同運用型)「(ひろぎん)家族つなぐ信託(積立投信型)」規定

第10条(反社会的勢力の排除)を第10条(反社会的勢力、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の排除)とする。

第10条第1項に⑤として以下を追加する。

- ⑤本契約がマネー・ロンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

第10条第2項の本文を次の通りとする。

- (2)第2条第1項に基づく受贈者の指定、または第2条第3項に基づく受贈者の変更の際し、第1項第2号もしくは第3号のいずれかに該当する者、または第1項第4号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受贈者またはその代理人となるような方法、または第1項第5号に該当する方法で、受贈者の指定または変更を行ってはならないものとします。

第17条として以下を追加する。

第17条(マネー・ロンダリング等に係る取引の制限)

- (1)当行は、契約者、受贈者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。契約者、受贈者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本契約にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する契約者、受贈者の回答、具体的な取引の内容、契約者、受贈者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本契約にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前二項に定めるいずれの取引の制限についても、契約者、受贈者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

以上